

平成17年田村市議会第3回臨時会会議録

(第1号)

会議月日 平成17年11月22日(火曜日)

出席議員(69名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	47番	吉田 正直 議員
48番	箭内 仁一 議員	49番	村越 崇行 議員
50番	長谷川 元行 議員	51番	橋本文雄 議員
52番	石井 忠治 議員	53番	安藤 勝 議員
54番	半谷 理孝 議員	55番	吉田 豊 議員
56番	佐久間 金洋 議員	57番	照山 成信 議員
58番	佐藤 孝義 議員	59番	松本 哲雄 議員
60番	大和田 一夫 議員	61番	渡邊 文太郎 議員
62番	安藤 嘉一 議員	63番	佐藤 弥太郎 議員
64番	面川 俊和 議員	65番	松崎 功 議員
66番	宗像 公一 議員	67番	柳沼 博 議員
68番	橋本 吉△村 議員	69番	菅野 善一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚 宥暲	助役	鹿俣 潔
収入役	村上 正夫	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	総務部総務課長	佐藤 健吉
総務部財政課長	助川 弘道	企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	生活福祉部 福祉課長	本多 正
産業建設部 下水道課長	渡辺 行雄	教育長	大橋 重信
教育次長	宗像 泰司	水道事業所長	助川 俊光

事務局出席職員職氏名

事務局長	白石 喜一	総務課長	新辺 新一
------	-------	------	-------

主任主査	石井孝行	主任主査	斎藤忠一
主事	渡辺誠	主事	大越貴子

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 118号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 119号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 120号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 121号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 122号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第 123号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第 10 議案第 124号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
- 日程第 11 議案第 125号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 12 議案第 126号 平成17年度田村市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 13 議案第 127号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 14 議案第 128号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 15 議案第 129号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予

算（第1号）について

- 日程第 16 議案第130号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）について
- 日程第 17 議案第131号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予
算（第1号）について
- 日程第 18 議案第132号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第 19 議案第133号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正
予算（第2号）について
- 日程第 20 議案第134号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第 21 議案第135号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予
算（第2号）について
- 日程第 22 議案第136号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第
2号）について
- 日程第 23 議案第137号 平成17年度田村市地方介護認定審査会特別会計補正
予算（第1号）について
- 日程第 24 議案第138号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第2号）
について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

申し上げます。所用により、教育委員会委員長白岩正信君は本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は69名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成17年田村市議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第1号）のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三瓶利野） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、30番宗像清二君、36番本田仁一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（三瓶利野） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員会において協議をしておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めることにいたします。議会運営委員長安藤嘉一君。安藤議会運営委員長。

（議会運営委員長 安藤嘉一登壇）

議会運営委員長（安藤嘉一） 議会運営委員会の結果を報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告を申し上げます。

会期は本日1日といたします。

本日の日程は、会議録署名議員の指名、会期の決定及び諸般の報告を行った後、議案第118号から議案第138号までの21の議案を一括上程し、それぞれ市長から提案理由の説明を求め、議案の審議を行って閉会する予定であります。

以上で報告を終わります。

議長（三瓶利野） ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期等につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

議長(三瓶利野) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため出席を求めましたところ、お手元に配付したとおり、出席する旨の報告がありましたので報告いたします。

日程第4 議案第118号から日程第24 議案第138号まで

議長(三瓶利野) 日程第4、議案第118号から日程第24、議案第138号までの21議案を一括上程いたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

市長(富塚宥暲) 平成17年田村市議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例など、人事院勧告に伴う条例の一部改正及び各会計の補正予算並びに県内の市町村合併に伴う福島県市町村総合事務組合同規約の変更など、21議案を御提案申し上げましたが、議案の御説明に先立ち、御礼を申し上げます。

去る11月3日の文化の日を開催いたしました、田村市として初めての田村市表彰式典につきまして、三瓶議長様を初め議員の皆様方の御臨席を賜り、盛会に挙行できたことを感謝申し上げますとともに御礼を申し上げます。

また、長年議会議員として地方自治の振興と住民福祉の向上に尽力されました三瓶利野議長、永山 弘議員、佐藤義博議員、箭内幸一議員、新田耕司議員、宗像清二議員、松本敏郎議員、松本道男議員、松本熊吉議員、渡邊鐵藏議員、本田仁一議員、大和田一夫議員、柳沼 博議員、照山成信議員、佐藤孝義議員、松本哲雄議員の皆様方、受賞まことにおめでとうございます。改めて心からお祝いを申し上げます。

また、11月20日開催の第17回ふくしま駅伝には、田村市として初めての参加でありましたが、総合9位、市の部7位の成績をおさめることができました。選手の皆さんの頑張りとそれを支えていただきました御家族の御協力に心から敬意と感謝を申し上げますとともに、議員の皆様の応援まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

それでは、議案の大要について御説明申し上げます。

国では本年8月15日の人事院勧告を受け、国における一般職員の給与に関する法律が平成17年10月28日に成立したところであります。また、10月6日には福島県人事委員会から福島県並びに県議会に対して国家公務員に対してとられた措置を考慮しての勧告がなされたところであります。このことから、田村市といたしましても議会議員、市長等特別職及び教育長の期末手当並びに一般職員の給与等につきまして、国に準じての条例改正をしようとするものであります。

初めに、議案第118号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

12月支給の期末手当に係る支給率を、現行の「1.7カ月分」から0.05カ月分引き上げて「1.75カ月分」にしようとするものであります。

次に、議案第119号 田村市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第120号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、前議案同様、12月支給の期末手当に係る支給率を、現行の「1.7カ月分」から0.05カ月分引き上げて「1.75カ月分」にしようとするものであります。

次に、議案第121号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

一般職員の給与については、2年ぶりに民間給与との月額格差分0.36%引き下げを行うとともに、配偶者に係る扶養手当を「1万3,500円」から「1万3,000円」に500円の引き下げを行い、期末勤勉手当等については、現行の年間支給率「4.4カ月分」を0.05カ月分引き上げて年間「4.45カ月分」とし、12月支給の期末勤勉手当で調整しようとするものであります。

次に、議案第122号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についてから議案第125号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加につきましては、平成18年1月1日をもって原町市、鹿島町、小高町が合併して南相馬市に、伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町が合併して伊達市

に、平成18年1月4日をもって喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村が合併して喜多方市になりますことから、福島県市町村総合事務組合から規約の改正について協議がありましたので、異議がない旨地方自治法第286条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第126号 平成17年度田村市一般会計補正予算についてから議案第138号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算につきましては、人事院勧告に準じた条例改正に伴う議会議員及び市長等特別職並びに職員の報酬、給料、職員手当、共済費に係る人件費のみの補正予算であります。

以上、本臨時会に御提案申し上げました議案の概要について御説明申し上げましたが、それぞれの案件につきましては、所管の部長等より補足して御説明いたさせます。

どうぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、提出されております各議案の補足説明は、各議案ごとにそれぞれの担当部長等に説明を求めることといたします。

議長（三瓶利野） 議案第118号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第118号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

提出議案の2ページをお開き願います。

第5条第2項の改正につきましては、12月に支給いたします期末手当について、支給率を「100分の170」から0.05カ月分引き上げまして「100分の175」としようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日からでありますので、12月1日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番木村高雄君。

2番（木村高雄） 議案第118号から121号までは人事院勧告の条例改正ということで、

これ全般にかかわることなわけでありませけれども、一つ市長にお聞きしたいのは、人事院勧告制度がどういった経過を経てできたのか、答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） おただしの件について答弁させていただきます。

人事院勧告の制度は、「団体交渉権、争議権を制限された国家公務員、いわゆる公務員の給与を適正に維持するため、人事行政に関する専門的中立機関の判断にゆだねられたものであり、これらの勧告は法律上国または地方公共団体を拘束するものではないが、制度の趣旨にかんがみ、十分尊重されるべきである。なお、人事委員会を置かない地方公共団体にあつてはこのような勧告を行う機関はないが、議会及び長において地方公務員法第14条に規定されている情勢適用の原則に従つて適切な措置をとるべきものである」と、こういうふうなことでありますが、人事院というものの勧告は、いわゆる国が国家公務員に対して給料、民間との格差を是正しながら毎年勧告を行っているものであります。

県と地方公共団体、地方公務員の方、我々市町村の実態においては、「国に準じて」というのは、我々の田村市、今現在では民間と田村市の職員が格差がどのくらいあるかはなかなか把握できません。そういう意味で国家公務員のいわゆる人事院勧告に基づいて、それぞれの県、市町村がその人事院勧告に基づいてというのは準じて、それで上げたり下げたりということで例年行ってまいってきたものであります。

以上です。

議長（三瓶利野） 木村高雄君の再質問を許します。

2番（木村高雄） ただいま申し上げられた内容とほぼ同感のところもあつたわけでありませけれども、しかし、人事院勧告ができた背景といひますのは、戦後、戦前弾圧されていた労働運動が急速に発展し、1年足らずで数百万の労働組合が結成したわけでありませ。そして3分の1の公務員や公共団体が労働者で新憲法のもとで労働基本権も保障されていたわけでありませ。

しかし、アメリカが主体となつていた連合国総司令部、GHQですね、これが1946年ごろからデモやスト禁止など弾圧を強化したわけでありませ。1948年7月にはマッカーサー元帥が公務員のスト権の剥奪を要求する書簡を芦田内閣に送りつけたわけでありませ。政府の臨時措置として政令201号を発し、公務員の争議禁止など労働基本権を奪う措置をとつたわけでありませ。政令の内容は、同じ年の11月の改正で国家公務員法にも書き込まれ、人事院勧告の制度もこのときに始まつたということでありませ。いわば、労働者のス

ト権やそういった争議権が剥奪されたその代償措置としてできたのが人事院勧告制度ということでもあります。

しかし、この人事院勧告制度の流れを見ても、相次ぐマイナス勧告、それから生活権も奪うようなそういうような給料体系をつくり出してきたわけでありまして、さらに今回人事院勧告、県議会においてはこういった特別職の期末手当の値上げ、そういった、また議員ですか、そういうものに対しては議案を上程しなかったわけですね。結局財政が厳しい折だからということで。田村市においては合併の理念として財政の健全化または人件費の削減、余り言いたくはないんですけども、人件費の削減ということを理念に合併を進めてきたわけでありまして、今回こういった特別職の期末手当の引き上げ、それから議員の期末手当の引き上げについては、市民感情から見ればやはり納得できないものではないかと思っておりますけれども、市長はそのところをどう考えておられるのか、再度答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問というか、再質問の内容についてお答えいたします。

特別職、いわゆる市長あるいは助役、収入役、教育長、さらには議会議員、非常勤の勤務されている方がおります。じゃあその報酬はどのくらい正しいのかということになりますと、特別職もどのくらい下げたらいいのか、あるいは、じゃあ市長の報酬あるいは助役で公務員の所見がどのくらいなら適切なのかということがどの機関にゆだねるかは、特別職いわゆる報酬等審議会において決定されております。それに基づいて条例化されております。

今回のいわゆる期末手当については0.05カ月分引き上げると。じゃ市民感情からするとどうなのかということになりますが、これは一つの国に準じて、私としては特別職も、あるいは一般職員も議会議員の方々も同じく国の人事院勧告に基づいて私としては御提案して、議会の議決を得るものであります。

ですから、それが高いか安い、あるいはその判断というのは私は特別職報酬等審議会にて決定されておって、それに伴う今回の引き上げと。じゃあ、引き下げになった場合にそれもやらないのかというのは、そのときの判断だと思っておりますので、今回私は人事院勧告に基づいて議会に御提案を申し上げたものでありますので、市民感情がどうなのかというのは一部の方であろうかと思っております。それもわからないことはありませんが、それが今後市民の皆さんがどういう反応を示すかによってもそれは私のそのときの対応をせざる

を得ないと思っております。

以上です。

議長（三瓶利野） 木村高雄君の再々質疑を許します。

2番（木村高雄） 質疑ではありません。

ただいま市長から答弁いただきましたけれども、市民感情はどうだということについてはあいまいの答弁だったかと思えますね。それで、私も議員をしながら一市民ということでもあります。今回の議案の中で大きな問題なのは、職員の給与を引き下げながら特別職の期末手当が引き上げられたということも一つ大きな問題であろうかと思えます。そして、先ほど申し上げましたように、市民から考えれば、合併の目的、これは先ほど申しましたように財政問題が大きく絡んでいるわけでありましてけれども、合併と同時にこういった議案を上程するというのは、市民感情から見れば全く理解を得られないものではないかと思えます。

この議案の上程に関しては、保原町、それから原町市ですか、それから相馬市などは議案を上程をしております。また、県議会もこの特別職・議員についても上程していないということを私は確認しておりますけれども、そういった市民感情、これは合併した直後にとっては非常に大事なものであり、注目する議案ではないかということをお願いして、私の質疑を終わります。

議長（三瓶利野） これで2番木村高雄君の質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 議案第118号について市長の方に質問をいたします。

まず、前者と内容についてはかなり似通った内容ではございますが、まず一つは、人事院勧告についての市長はそれを遵守するというような今の答弁でありましたが、我々田村市にとっては一つは新しく合併したという特別な事情がある自治体だということでありまして、その中でも人件費の削減、財政計画の中では新たな財政負担はしないというような理念で今進んでおりますので、これらについては確かにこの議案については我々議員の身分に関することで痛しかゆしというような部分もあろうとは思いますが、合併の理念から考えますと、新たな財政負担は控えるべきではないかというような考えでおりますので、これらが提案されたということについて議員の我々の考えもありませんが、今回についてはどのような、合併の建設計画との整合性を持ってこれらの議案を上程したのかを伺いたいと思えます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 御質問にお答えいたします。

いわゆる人事院勧告に基づいて我々の方は議会の方に議決を求めます。じゃ、昭和40年代から50年代にかけて30数%の引き上げもありました。さらには公務員の方々の引き下げもありました。それは先ほど申し上げましたように、身分の保障に伴ってのいわゆる争議権とかそういったものがない、その身分を保障されているのが地方公務員であり、そしてそれはだれがやるかというときの人事院勧告、それに基づいて今まで国に準じて田村市以前の旧町村も、そして田村市も行っているところであります。これは遵守してまいりたいと思っております。

そこで、合併前と合併後のいわゆる田村市、そういう合併しようとするときの人件費についてどう考えるのかということではありますが、一つはすべてが人件費削減ということは大きな流れの中では当然出てまいります。七、八年あたりから財政が人件費の削減によって豊かになってまいります。じゃ今回についてどうなのかというと、合併前にこのような勧告ではなくて引き下げられてきたらば、我々の方も当然それに国に準じて議会に提案するものであります。今回は期末手当についての0.05カ月分、そしてまた地方公務員においては逆に給料は下がりますが、期末手当は上がると。その金額の差であります、それほど大きくプラスになる金額でないと判断いたし、今回御提案いたしましたものであります。

議長（三瓶利野） 15番新田耕司君。

15番（新田耕司） その確かに相殺する金額についてはごくわずかな財政負担となるわけですが、職員については確かに給料は下げられておりますが、特別職については現状維持、しかもベースアップについて0.05カ月分のアップということになれば、わずかな金額であります、それらは財政負担になるわけであります。確かに前にも議会議員の報酬が予算の範囲内で一元化というような議案も出してありますが、それらについては実現しなかったわけですが、議会議員の在任特例というような措置が講じられている中で、70名の議員の報酬がもう最初からその部分の財政負担になっているわけでございますので、それらを考慮してもこれらのベースアップについては今回は提案しない方がベターかなというような、確かに市民感情もあると思います。それらについて再度お聞きしたいと思います、建設計画を遵守して財政の健全化を今後もやっていく考えがあるのかどうか。今回の提案は確かに議員との話し合いの中でも難しい問題もあったとは思いますが、あえてこう提案なされたというような心情もわからないわけではございませんが、建設計画を遵守し

ていけばこれらのわずかな財政負担も許されないのではないかなと思いますので、再度その辺の考えをお聞きしたいと思います。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

この人件費となりますと、後から議会議員の研修費も補正して、2泊3日とかそれらについても議会議員の活動のために補正しております。で、人件費だけが増になるかならないかというときに、人事院勧告がこのような結果を、いわゆる引き上げと引き下げということの、いわゆる勧告を行ったもの、その人事院の勧告に遵守して、それを認めてそれを私は理念としておかなければ、それは合併前1円でも合併前より人件費が高くなったらどうなのかというときに、人事院勧告を無視して私が提案しないで一部だけ出したときには、どういう今度は市民の判断、反応が、あるいは議会議員の皆さんからどういう反応をいただくか。私は人事院勧告に基づいてそれを遵守して御提案いたしておるものでありますから、そこにわずかな金額がというときに、それは市民感情も議会議員の心情もあるでしょう。しかし、大幅なときにはそれはまた議会議員とかあるいは市民の角度からどうあるべきかも判断いたすものでありますが、わずかだからいいというわけではございません。それはおただしのおりであります。しかし、人事院勧告が来たときに、それをないがしろにしてやった場合に、これからもそれを継続していくのかどうかというのがございます。それは上がる場合と下がる場合があります、大幅に。じゃ下がる場合にそれはよかったという場合と、それはその社会状況の中と経済状況の中で判断するものと思っておりますので、今回私は合併前のときに言われたことでの人件費削減と、それは建設計画の中にもあります。しかし、人事院勧告がこのような勧告にあるということはそれも遵守して、また、市民の感情からこれは賛同を得られるものと思っておりますので御提案いたしましたものであります。

それで、建設計画に向かっては、それは正しく遵守してまいりたいと考えておりますが、このような勧告も一方である、そのはざま、そういうこともあることも御認識いただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

15番（新田耕司） これで質問を終わります。

議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） ないものと認め、質疑を終結いたします。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 118号につきましては、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 118号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2 番木村高雄君。

2 番（木村高雄） 議案に対する反対討論を行います。

議案第 118号から 121号までは人事院勧告をそのまま受け入れた条例改正で、議案第 126号から 138号までは一般・特別会計の人件費の削減の補正予算……、人件費の補正予算で共通しておりますので、まとめた反対討論といたします。

議案第 118号から 120号までの条例改正については、合併時、財政の健全化、人件費の削減といいながら、市職員のマイナス勧告を受け入れる一方で議員、教育長、市長、助役、収入役それぞれの期末手当を0.05カ月引き上げるとは合併の理念、田村市の財政状況と市民感情からも賛成できるものではありません。

議案第 121号の反対の第 1 の理由は、勧告そのものが人事院勧告制度の役割を放棄しているということであります。言うまでもなく、人事院勧告制度は、憲法28条で労働者の団結権、団体交渉権、ストライキ権などの争議権を保障しています。しかし、一般公務員の争議を懲役や罰金の対象とする国家公務員法や地方公務員法など、公務員の権利が侵害されています。労働運動を敵視した戦後の占領米軍や日本政府の弾圧立法が存続したものであります。中央の人事院や地方の人事委員会による給与改定勧告はその代償措置として始まり、労働者の利益を守る役割を持っています。しかし、毎年連続のマイナス勧告は公務員労働者の生活権も脅かすもので、人事院勧告制度創設の趣旨にも反するものであります。

反対の第 2 の理由は、この削減が市職員の暮らしを直撃するだけでなく、市民の暮らしの悪化、国内経済悪化にもつながります。ことしの春闘における賃上げにおいても地域別最低賃金の目安並びに改定決定について 4 年ぶりに引き上げとなりました。民間賃金が改

善傾向にある中、しかも県内動向について穏やかな持ち直しの動きが続いているものの、個人消費が弱含んでいると評価している中、さらに個人消費を冷え込ませるようなマイナス勧告は、社会の流れに逆行するものと言わざるを得ません。

反対の第3の理由は、仮にマイナス決定が決まったとしても既に支払った賃金分をはぎ取るような改定などはあってはなりません。ところが、4月にさかのぼって賃下げするというのですから、最高裁判所の判例として不利益不遡及の原則を破る重大な権利侵害であります。しかも、その違法性をめぐる裁判が進行しているさなかに、不利益不遡及を繰り返すことは全くの不当行為というほかにありません。

議案第126号から138号の一般・特別会計の補正予算についても、人事院勧告を受け入れることによる補正予算措置であり、到底認めるわけにはいきません。

以上申し上げたことが議案に対する反対の理由であります。

議員各位の御賛同をお願いし、私の討論を終わります。

議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。8番佐藤義博君。

8番（佐藤義博） 私は賛成の立場から討論を行います。

議会議員及び特別職等の期末手当の支給割合並びに職員の給与については、今までも引き下げる場合も引き上げる場合についても人事院勧告を尊重して実施してまいりました。本臨時会に提案されております条例の一部改正については、人事院勧告を受けての条例の一部改正であり、これに伴う補正予算であります。

また、11月16日開催の各派代表者会議においても、市長より議案として提出してもらうことに決定されておりました。

以上のような考えから賛成するものであります。

議員皆様の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（三瓶利野） 次に、討論の通告がありました。15番新田耕司君の発言を許します。

15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 議案第18号についての反対討論でございますが……（「118号です」の声あり）済みません、議案第118号、119号、120号については議長の許しはないんですが、一括して反対討論をいたします。

この議案については、前者が代表者会議において事前審査をしたという重大な発言をしたわけでございますが、これらについて我々の議会としてはゆゆしきことでありますので、そのようなことのないようお願いしたいと思っておりますが、我々市民の会といたしまし

ては、この告示があった議案についていろいろと検討いたしました。これについては反対の立場から反対討論をしたいと思いますが、これらの議案については人事院勧告に伴う地方公務員及び特別職の期末手当の支給額の改正であります。そもそも本市においては、本年3月1日に田村地方の5町村による合併を行い、新市将来構想、新市建設計画を策定し、これらに基づいて行政運営がなされておるわけですが、市長は既に就任以来幾度となく所信表明や将来構想の中で最重点課題として行財政の改革を挙げておることは周知のとおりであります。その中で、合併後の10年間における財政計画は、特例債を考慮しても町税や地方交付税、それから補助金等の削減により、歳入の伸びは期待できないでしょう。要因としては幾つかありますが、人口の減少や景気の低迷、国の改革による税源移譲等であります。このような中で、新たなベースアップによる財政負担は市民感情を損ねることはもとより、基本的な財政運営の方針からも認めるわけにはいきません。

したがって、この議案については反対いたします。

どうか議員各位の慎重な御判断をお願いして、反対討論といたします。

議長（三瓶利野） 15番新田耕司議員に確認いたしますけれども、通告のありました3件については、ただいまの討論をもって一括して討論を行ったと、こういうふうに解釈してよろしいですか。はい。

それでは、申し上げます。小職が受理しましたただいまの15番新田耕司君による反対討論でありますけれども、通告によれば第118号、119号、120号について、それぞれについて反対討論を行うものと解釈しておりましたけれども、ただいま議員より話がありましたように、一括して討論を行ったとのことでありますので、以下119号、120号については討論は行わないものといたします。（「議長、議事進行」の声あり）57番。

57番（照山成信） 議事進行について申し上げます。

会議規則に明確に明示されている事項ですから、途中から討論や質疑のやり方が変わってここまでが範囲だというふうな議長の議事裁きについては、私賛同しかねます。標準議事規則に基づいて粛々と正しく取り運んでいただきたい。このようにお願いします。

議長（三瓶利野） ただいま57番照山成信議員より議事進行についての発言がございました。

この議事進行については、小職としては議長の裁量権に基づいて行う部分があってもこれはしかるべきものであると、こう思います。反対討論、三つの反対討論を一括して行ったことによって反対の趣旨が変わるものではありませんので、先ほど申し上げましたよう

に、これを一括して反対をしたというふうに解釈をして議事を進めてまいりたいと思います。

以上で討論を終結……（「賛成討論を聞いてください」の声あり）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 118号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 119号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 119号 田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案の 5 ページをお開き願います。

第 2 条第 2 項の改正につきましては、12月に支給いたします期末手当について、支給率を「100分の 170」から0.05カ月分引き上げまして「100分の 175」としようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日からでありますので、12月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 119号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 119号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案の……、失礼。本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 119号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 120号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 120号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案の 8 ページをお開き願います。

第 3 条第 2 項の改正につきましては、12月に支給いたします期末手当について、支給率を「100分の 170」から0.05カ月分引き上げて「100分の 175」としようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日の属する月の翌月の初日からでありますので、12月1日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第120号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第120号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第120号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第121号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 121号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明を申し上げます。

議案の11ページをお開き願います。

初めに、第 1 条の改正について申し上げます。

第12条第 1 項第 1 号につきましては、医療職の給料表を適用されます職員について、採用による欠員の補充が困難である場合、初任給調整手当を支給することになっておりますが、その額について「月額30万 7,900円」から 1,000円を引き下げ、「月額30万 6,900円」としようとするものであります。

第13条第 3 項につきましては、配偶者に係る扶養手当であります、「月額 1 万 3,500 円」から 500円を引き下げ、「月額 1 万 3,000円」としようとするものであります。

第28条第 2 項第 1 号につきましては、勤勉手当の率の改定をしようとするものであり12月に支給いたします期末勤勉手当につきまして、年間支給率を現行の「4.4カ月分」のうち、勤勉手当に係ります「0.7カ月分」を0.05カ月分引き上げて「0.75カ月分」とし、年間支給率を「4.45カ月分」と改め、12月支給の期末勤勉手当で調整しようとするものであります。

また、同項第 2 号では、再任用職員に係る規定であります、一般職員同様、6月に支給する場合「100分の35」を、12月に支給する場合には「100分の40」を支給しようとするものであります。

14ページの別表第 1 は行政職の給料表、15ページの別表第 2 は医療職に係る給料表であります。

次に、第 2 条の改正について申し上げます。

第28条第 2 項第 1 号につきましては勤勉手当の支給率について「100分の75」を「100分の72.5」に改めようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、附則第 1 項では、第 1 条の改正について、公布の日の属する月の翌月の初日、12月 1 日から施行しようとするものであります。

ただし、第 2 条に規定されます勤勉手当の支給率の再改定分「100分の72.5」につきましては、平成18年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 121号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、議案第 121号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三瓶利野) 起立多数であります。よって、議案第 121号については原案のとおり可決されました。

議長(三瓶利野) 議案第 122号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長(相良昭一) 議案第 122号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、補足して御説明を申し上げます。

議案の19ページをお開き願います。

平成18年 1 月 1 日付をもちまして、原町市、鹿島町、小高町が合併をして南相馬市に、伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町が合併をして伊達市が誕生いたします。

それに伴いまして、平成17年12月31日付をもってそれぞれの各市、町と原町方部環境衛生組合及び保原町外3町斎場組合を福島県市町村総合事務組合から脱退させること、同組合規約の一部を改正しようとするものであります。

以上、福島県市町村総合事務組合からの協議について異議がない旨、議会の議決を求めるものであります

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第122号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第122号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第123号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の増加及び同組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 123号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について、補足して御説明を申し上げます。

議案の22ページをお開き願います。

議案第 122号で申し上げましたが、新しく南相馬市及び喜多方市が誕生することに伴いまして、平成18年1月1日に南相馬市の常勤職員に対する退職手当の支給事務以外の共同処理事務を行うため、また、伊達市の全共同処理事務を行うため、改めて福島県市町村総合事務組合に加入させ、それに伴う施設の名称の変更を行うため、同組合の規約の変更をしようとするものであります。

以上、福島県市町村総合事務組合からの協議について異議がない旨、議会の議決を求めるものであります

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 123号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 123号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 123号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 124号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 124号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について、補足して御説明を申し上げます。

議案の26ページをお開き願います。

平成18年1月4日付をもちまして、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村が合併をしまして喜多方市が誕生いたします。

それに伴いまして、1月3日付でそれぞれの各市、町、村と喜多方地方水道用水供給事業団を福島県市町村総合事務組合から脱退させること、同組合同規約の一部を改正しようとするものであります。

以上、福島県市町村総合事務組合からの協議について異議がない旨、議会の議決を求めるものであります

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 124号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 124号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 124号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 125号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 125号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加について、補足して御説明を申し上げます。

議案の29ページをお開き願います。

議案第 124号で申し上げましたが、新しい喜多方市が誕生することに伴いまして、平成18年1月4日に喜多方市の常勤職員に対する退職手当の支給事務以外の共同処理事務を行うため、福島県市町村総合事務組合に加入させようとするものであります。

以上、福島県市町村総合事務組合からの協議について異議がない旨、議会の議決を求めるものであります

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 125号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 125号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 125号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 126号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

本案に対し、総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議案第 126号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第 4 号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算の説明書 4 ページ、事項別明細をお開き願います。

今回の補正につきましては、人事院勧告による田村市職員の給与に関する条例を初め、給与関係条例の一部改正に伴う職員等人件費のみの補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額を変えずに、各款の職員人件費などを補正しようとするものであります。

内容といたしましては、市長等特別職及び議会議員の期末手当を改定により追加いたしました。また、助役、収入役の空席に伴う給与等の減のほか、職員の給与改定及び退職な

どに伴う給料、職員手当等及び共済費、さらに各特別会計人件費の補正による各会計への繰り出し金を調整した結果、全体といたしまして 3,289万 6,000円が減額となりましたので、その減額分を予備費に追加するものであります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 126号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 126号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 126号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 127号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2号）についてを議題といたします。

本案に対し、産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 議案第 127号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明を申し上げます。

補正予算書の27ページ、事項別明細書をお開き願いたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から1万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,757万8,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金1万1,000円の減額は、一般会計繰入金であります。

歳出の総務費1万2,000円の減額は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の減額であります。

予備費に1,000円を追加するものであります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第127号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第127号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三瓶利野) 起立多数であります。よって、議案第127号については原案のとおり可決されました。

議長(三瓶利野) 議案第128号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案に対し、企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長(郡司健一) 議案第128号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第1号)について、補足して御説明を申し上げます。

議案の説明書ページ34ページになりますが、お開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を変えず、歳出予算の補正をしようとするものであります。

事項別明細書の36ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計同様、給与改定等により観光事業費の職員人件費を5,000円減額し、予備費に5,000円を追加しようとするものであります。

以上、補足説明といたします。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第128号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、議案第128号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 128号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 129号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対し、企画調整部長から補足説明を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 議案第 129号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明を申し上げます。

議案説明書の41ページをお開き願います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に74万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6,550万 1,000円と定めようとするものであります。

44ページになりますが、歳入の繰越金74万 2,000円の追加は、一般会計繰入金であります。

45ページの歳出の観光事業費74万 2,000円の追加は、給与改定等による職員人件費の追加であります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 129号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 129号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 129号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 130号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案に対し、産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 議案第 130号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足して御説明を申し上げます。

補正予算書の54ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に 2 万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,740万 4,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金 2 万 7,000円の追加は、一般会計繰入金であります。

歳出の総務費 2 万 7,000円の追加は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の追加であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 130号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 130号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 130号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 131号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案に対し、産業建設部長から補足説明を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 議案第 131号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足して御説明を申し上げます。

予算書の64ページ、事項別明細書をお開き願いたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,784万7,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金6万円の追加は、一般会計繰入金であります。

歳出の下水道管理費、下水道建設費、それぞれ3万円の追加は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の追加であります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第131号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第131号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第131号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 132号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 議案第 132号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明を申し上げます。

補正予算書並びに説明書74ページ、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に9万4,000円を追加補正しまして、歳入歳出予算の総額を7,976万8,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金9万4,000円の追加補正は、一般会計繰入金であります。

歳出の授産場費9万4,000円の追加補正は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の追加でございます。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 132号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 132号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 132号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 133号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 議案第 133号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

補正予算説明書84ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に29万 6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 7,387万 5,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金29万 6,000円の追加につきましては、一般会計繰入金であります。

歳出の福祉センター費29万 6,000円の追加は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の追加であります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 133号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 133号については委員会の付託

を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 133号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 134号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 議案第 134号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

補正予算書説明書94ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から24万 8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億 9,921万 4,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金24万 8,000円の減額につきましては、一般会計繰入金であります。

歳出の総務費24万 8,000円の減額は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の減額であります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 134号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 134号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 134号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 135号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 議案第 135号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足して御説明申し上げます。

補正予算説明書 104ページ、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から 310万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,944万 7,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金 310万 9,000円の減額につきましては、一般会計繰入金であります。

歳出の総務費 310万 9,000円の減額は、一般会計と同様、職員の給与改定及び退職等に

伴う職員人件費の減額であります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 135号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 135号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 135号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 136号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 議案第 136号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算

(第2号)について、補足して御説明申し上げます。

補正予算書説明書の114ページ、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に18万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を25億6,352万4,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金18万9,000円の追加につきましては、一般会計繰入金であります。

歳出の総務費9万6,000円の減は、職員の給与改定等に伴う職員人件費の減であります。

諸支出金28万5,000円の追加につきましては、田村地方介護認定審査会特別会計への繰り出し金であります。

以上、補足説明といたします。

議長(三瓶利野) これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第136号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、議案第136号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 136号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 137号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算（第 1号）についてを議題といたします。

本案に対し、生活福祉部長から補足説明を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 議案第 137号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算（第 1号）について、補足して御説明申し上げます。

補正予算書説明書の 124ページ、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に28万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,585万 4,000円と定めようとするものであります。

歳入の繰入金28万 5,000円の追加につきましては、介護保険特別会計繰入金であります。

歳出の介護認定審査会費28万 5,000円の追加は、一般会計と同様、職員の給与改定等に伴う職員人件費の追加であります。

以上、補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 137号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 137号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 137号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 議案第 138号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対し、水道事業所長から補足説明を求めます。助川水道事業所長。

水道事業所長（助川俊光） 議案第 138号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第2号）について、補足して説明申し上げます。

補正予算説明書の 131ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の総額にそれぞれ22万9,000円を増額し、収入支出の総額を3億9,380万4,000円と定めようとするものであります。

収入の営業外収益22万9,000円増額は、他会計補助金、いわゆる一般会計からの補助金であります。

支出の営業費用22万9,000円増額は、一般会計と同様、職員給与費改定に伴う減額もありますが、住居手当及び通勤手当など職員手当が大きくふえることに伴う増額でございます。

以下、ただいまの増額改正につきましてのそれぞれの増額でございます。

以上で補足説明といたします。

議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 138号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 138号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 138号については原案のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 以上で、本臨時会の会議に付議された案件の審議が全部終了いたしました。

ここで、市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

市長（富塚宥暲） ごあいさつと御礼を申し上げます。

平成17年田村市議会第 3 回臨時会に御提案申し上げました条例の一部改正を初め、平成17年度各会計補正予算などの全議案につきまして、慎重御審議をいただき、原案のとおり御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

これらの執行に当たりましては、十分議会の議員の皆様のを体しながら進めてまいり所存でありますので、温かい御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これからますます寒さが日一日加わってまいります。どうか議員の皆様におかれましては、今後とも健康に御留意されまして、田村市発展のために御活躍いただきますようお願い

い申し上げ、私のごあいさつと御礼の言葉にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて平成17年田村市議会第3回臨時会を閉会といたします。

まことにご苦労さまでした。

午前11時30分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年11月22日

議 長 三 瓶 利 野

署名議員 宗 像 清 二

同 本 田 仁 一